第163号 平成29年 9 月 11

合同例会 青年部会・女性部会







サー石橋 真氏により、「わが人生とカープ」というテー 躍されている安仁屋 宗八氏、 2軍監督を歴任され、 クラウンプラザホテル広島で、 マで対談講演頂きました。 6月26日に青年部会・女性部会の合同例会がANA 現在プロ野球解説者としてご活 RCCスポーツアナウン 元カープ選手、コーチ

というお話しが大変印象的でした! ミュニケーション」「飲みにケーション(笑)」が大切・ 安仁屋氏の技術的なことより「あいさつ」「笑顔」「コ

ていました! 職業にも言えることなので参加者も皆熱心に聞き入っ また、チームワーク=強いチーム!というのはどの

を実感致しました! ンで盛り上がり大変有意義な合同例会となり、今年も 々カープと共に広島東法人会も盛り上がって行くこと 第2部の懇談会では、奥芝 女性部会担当副会長の挨 乾杯から始まり、安仁屋氏とのゲームアトラクショ (青年部会厚生委員 新谷美千代)

恒例のナイター観戦会 連敗は止まらず・

青年経営者勉強会



観戦会が開催されました。 加354名)。 今年も好調な勢いの首位独走 7月21日に、恒例のナイター

ました。 今回の対戦相手は中日ドラゴ

ンズ、前回、 同 一カード三連勝

否が応にも勝

東法人会観戦会勝率1割程度との噂のなか、 リーで終盤追い上げを見せましたが、5-8で惜敗。。。 時点で3-8の劣勢、その後、 ジョンソン選手がピリッとせず、 しました。 カープのマツダスタジアム勝率7割超え、ところが広島 幸先良く、初回、松山選手のタイムリーで先制点。しかし、 利への期待が高まりました。 田中選手、岩本選手のタイム 逆転を許し、7回表終了 見事敗戦、 致

を感じる観戦会でした。 でしょうか。広島東洋カー 関係なく、楽しめたのではない おりました。終盤の粘りに勝敗 様の楽しそうな大声援が響いて けれど、ナイター観戦 中 · プ 愛 皆

事業です。 負けても、毎年続けていきた ありがとうござい

(青年部会厚生委員 山本竜生



る笑顔と健康」と ションから生まれ 心に57名が参加。 いうテーマで講師 者勉強会を開催 度第1回青年経営 島において、 エンタルホテル広 コミュニケ 7 月 24 日、 青年部会を中 本年 オリ

ました。ボールといっても柔らかい されたことがとても印象的でありま ツと違い、ミスを肯定するとお話 ました。ボール運動は通常のスポ す。実際に私達もボールを使いまし ボールで子供達でも遊べるボールで を積極的に取り入れていらっしゃい ているので、 最近はスマホやタブレットばかり見 りご講演を頂きました。御講演では 理事長岡本真様に1時間以上にわた な交流を行う事が出来ました。 した。その後、懇親会を開催し活発 たが自然と笑顔で投げ合いをして NPO法人スポーツクラブNICE 岡本様は「ボール運動

(青年部会研修副委員長 小平祥彦)

部会 第 <u>.</u> 通常総会

催した。 じ 27回通常総会を広島東税務署長をは 島において、 め多数のご来賓のご出席を頂き開 4 月 17 日、 ホテル 第1回理事会の後、 グランヴィア広 第

トを切った。議案は次のとおり。 石 :井部会長体制は事業活動のスター 議案5件は満場一致で承認され、



第1号議案 第2号議案 平成28年度決算報告承認 平成28年度事業報告の件

第3号議案 平成29年度事業計画(案) 及び監査報告に関する件

平成29年度収支予算(案 承認の件

厚生委員長

松村 由貴 山田 弘子

アーク不動産システム株 株広島ゴルフショップ 組織委員長

組織副委員長

副部会長(親睦・研修・広報) 副部会長(組織·厚生)

中島

典子 慶子 五十鈴

小畑 由紀美

株小畑百花園 広島駅弁当株

山内 五十鈴(兼務)

株羊屋

淺田

山内

株羊屋 株二葉

山陽空調工業株

石井

部会長

顧問理事

第4号議案 承認の件

第5号議案 平成29:30年度役員人事 承認の件

となどが確認された。 こと、また全法連女性部会連絡協議会 が行っている「いちごプロジェクト 極的に行い応募作品の増加につなげる する絵はがきコンクール」の募集を積 (15%節電運動) に積極的に参加するこ 発展活動を充実させること、「税に関 本年度の事業は、 講演会を通じて地

女性部会NEW

医貢献

300枚を寄た新品タオル 語会で呼びかけ 島市民病院へ落 タオル寄贈 広島市民病院に 2月16日に広

贈。 目。 今 口 で 17 口

消費税

津村

山本 純代

山本設備工業株

新入会員

吉田

華代

ヤシマコントロールシステムズ㈱

㈱スガノホールディングス

島東間税会と共催で、 を開催。広島東税務署熊本副署長を 師に迎え、 5月17日、 改正の概要、 広島東税務署にて、 で、大変有意義な研 対象などの内容 消費税研修会 軽減税率 広

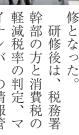
社会貢献

一季の花でおもてな

森朗 演題

氏(気象予報士)講演会 「異常気象 たかが雨では

済まされない」



理などについて、 イナンバーの情報管 意見交換を行った。

研修委員長 親睦副委員長 親睦委員長 厚生副委員長

研修副委員長

三宅 諭子

松本 周子 伊藤 笙子

株金融財務研究所

有伊藤久芳堂

監 事事 広報副委員長 広報委員長

岸田

世良 森戸 美佐子 喜久枝

片岡 ゆかり

田室 名保美

株亀屋 ㈱森 戸コンサルタント・グループ たむろ木材カンパニー株

株上仙 株フタバ図書

株中栄

折々の草花を植栽 して、市民生活に ランターに四季 いを与えている。

広島駅前大橋のプ 置事業」に協賛し、 まちづくり「四季 広島市の花と緑の の花プランター設 女性部会では

講演会のお知らせ 会費 場 所 皆様の参加をお待ちしています 日 時 1 0 0 0 円 広島県民文化センター 平成30年2月3日 午後2時開演 土

第163号 平成29年 9 月 13

● ● 会員企業のお店紹介

食べ飲み放題 ビアホール ビアローゼン

しゃぶしゃぶ焼肉以外にもお寿司惣菜サラダデザートなど約60種類の料理も食べ放題

团 広島市中区流川町8-26

閏 17:00~23:00

(ラストオーダー22:30)

团 不定休

2 082-241-4505





名物メニュー

- ・牛肉しゃぶしゃぶ食べ飲み放題(2時間) 3,600円
- ・焼肉食べ飲み放題(2時間)

3.850円

・その他、全8種類の食べ飲み放題コースがあります。

総席数200席の大型ビアホール。

各種個室も完備しておりますので小規模宴会から 100名以上の大宴会まで対応可能。

また今年から大型スクリーンを設置しているので 大人数でのカープ観戦をしながらの宴会もできます。









フランス料理 **レザンバサドール**

広島の厳選食材をメインに織り成す、 新しいスタイルのフレンチレストラン

励広島市中区三川町3-13 セザール三川町2F

図ランチ12時~15時 (ラストオーダー14時)

ディナー18時~22時 (ラストオーダー21時)

体 月曜日

2 082-247-5617



名物メニュー

ランチコース

2,000円から5,000円

ディナーコース

5,500円から8,500円

"広島でしか食べることができない フランス料理を味わえる店"を 目指しています。









14 第163号 平成29年 9 月

税務告知板



消費税の軽減税率制度が実施されます

平成 28 年4月 国 税 庁 (平成 28年 11 月改訂)

軽減税率制度の 実施時期	平成 31 年 10 月 1 日(消費税率の引上げと同時)			
消費税率等	標準税率は 10% (消費税率 7.8%、地方消費税率 (注) 2.2%)			
	軽減税率は8% (消費税率 6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%) (注) 地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22			
軽減税率の	① 酒類・外食を除く飲食料品			
対象品目	② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)			
帳簿及び請求書等	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を			
の記載と保存	追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。			
	 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実 			
	施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 (注2) の保存が要件となります(区			
	分記載請求書等保存方式)。			
	(注)1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。			
	2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。			
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。			
	・ 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又			
	は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。			

≪消費税率の引上げ時期が平成 29 年4月1日から平成 31 年 10 月1日に変更されたことに伴う改正点≫

内容	改正前	改正後(平成 28 年 11 月改正)
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年4月1日~平成 33 年3月31日	平成31年10月1日~平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

一飲食料品の取扱い(売上げ)がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です~

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例)飲食料品を取り扱う小売・卸売業(スーパー マーケット、青果店等)、飲食業(レストラン等)
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
- 例)会議費や交際費として飲食料品を購入する 場合等
- ①発行する請求書等は区分記載請 求書等へ
- ②取引先から、区分記載請求書等 を受領し、日々の取引を税率ご とに記帳 (区分経理)
- ③申告時の税額計算
- ※仕入れのみの場合は②と③
- 分記載請求書等の交付を求められ る場合があります。
- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 3 税額計算の特例
- をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目 課税事業者と取引を行う場合、区 軽減税率対象品目の売上げあり

2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。

軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

免税事業者の方

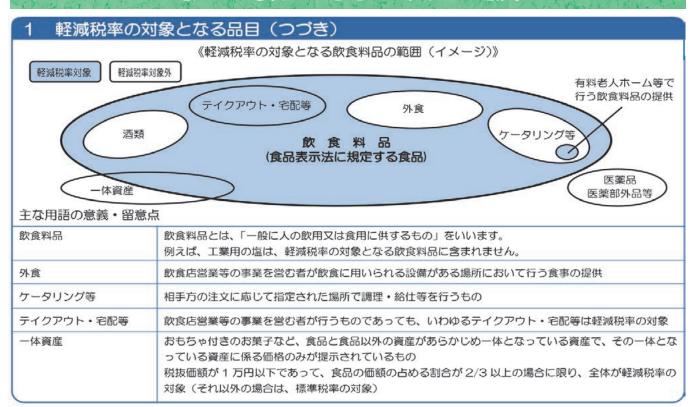
飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)をいい、一定の一体資産を含みます。 なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。 詳細は次ページ

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社 <u>新</u> 閆 会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)。

第163号 平成29年 9 月 15

税務告知板





2 帳簿及び請求書等の記載と保存(区分記載請求書等保存方式)(戦31年10月~戦35年9月)

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

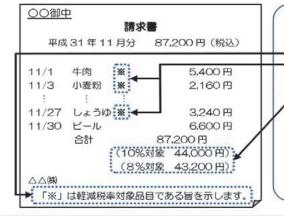
<u>免税事業者の方</u>も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等 の発行を求められる場合があります。 課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための<u>中小</u> 事業者の方への支援措置(補助金) については、 _{専用ダイヤル 0570-081-222}

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成 31 年 9月 30 日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月 日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引 の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成 31 年 10 月1日から 平成 35 年9月 30 日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額(税込み) ※ ①及び②については、請求書等の交付を受け た事業者による追記も可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
- 2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》



現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

- ① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)
- ② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載

(余条)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を 自ら追記することができます。

軽減税率制度に関する問い合わせは、最寄りの税務署にお電話 いただき、ガイダンスに沿って「3」を押してください。